

日本労働年鑑 第27集 1955年版
The Labour Year Book of Japan 1955

第三部 労働政策

第六編 社会保険および社会保障

第一章 概説

一九五三年において新しく制定され又は改正された、社会保障関係の法律は非常に多い。そのすべては第一六国会で成立したのであるが、新しく制定されたものとしては、日雇労働者健康保険法、社会保険審査官及び社会保険審査会法、産業労務者住宅資金融通法、私学学校教育共済組合法、水害地における失業保険の特例法、及び未帰還者留守家族等援護法などがあり、一部改正されたものとしては、健康保険法、厚生年金保険法、船員保険法、生活保護法、児童福祉法、及び恩給法、戦傷病者戦没者遺家族等援護法などがあり、又国会に提出されたが成立しなかったものに珪肺法案がある。

しかし、このように多くの法律が作り出されたとはいえ、社会保障の内容の根本的な改革をもたらし、その名にふさわしい実を備えた法律に改正されたものは皆無であって、ただ日雇健康保険の制定、健康保険を始めとした療養期間の一年延長や適用範囲の多少の緩和など、いずれも極めて不十分な「改正」をみたに止った。その上鉱山労働者などの生命の問題である珪肺法案は不成立に終り、これに反して軍事的な旧軍人恩給法が復活された。

また一二月社会保障制度審議会が行った「年金制度の整備改革に関する勧告案」は、職業の差異、事業規模の制限を撤廃し全勤労働者に対する一本の年金制度を作り、最低生活を保証しようとするもので、再軍備強行下の現在、今後の動向が注目される。

一九五三年度の国家予算における社会保障関係費は次の通りであって、総額七三六億円、五二年度に比較してとくに児童保護、社会保険、失業対策などの諸費が増加し、全体で約一七三億円の増加をみせている。

	(五三年度)	(五二年度)	(五三年増加分)
生活保護費	二六七(億円)	二四八(億円)	一九(億円)
児童保護費	五二	六	四六
社会保険費	九五	五一	四四
結核対策費	一二七	一〇七	二〇
失業対策費	一九五	一五一	四四
計	七三六	五六三	一七三

しかし社会保障関係に対するこの国家負担額も、総予算一兆二七二億円に対してはその七・二%であるにすぎず、それも生活保護や失業対策などのように、目前に差迫った生活破壊状態に対する極めて不十分な直接的救済のために向けられるものが主体であって、物価騰貴の進行や首切りの激化などによる労働者階級の窮乏化に際して、どうにも仕方なく増額されたにすぎないといえよう。このような国家負担の増加がそのまま実質的な社会保障内容の改善を意味するものでは決してないことは、五三年において改正された各種の関係法規の内容が未だ一向に改善されない状態にあるのをもみても分るのである。

また予算総額に占める社会保障関係費の比率を年度別にみると、社会保障制度審議会の調査では(五三年は補正予算を含んでいない。社会保障年鑑一九五四年版より)社会保険、生活保護、公衆衛生及び医療、社会福祉、社会保障調査などの国家負担費は

一九四八年	三%	一九五一年	六・三%
一九四九年	三・二%	一九五二年	六・七%
一九五〇年	六%	一九五三年	七・八%

というように毎年少しずつ増加しているが、一方において、その範囲の規定に多少不適當な点があるが、生活保護、社会保険、失業対策、結核対策などの諸費に引揚費、遺家族援護費、住宅関係費などを加えた広い意味での生活のための予算の比率は次の通りで、五三年度はやや減少している(資本主義講座第四卷三五〇頁)。

一九四八年	五・五%	一九五一年	八・九%
一九四九年	四・九%	一九五二年	一〇・九%
一九五〇年	八・四%	一九五三年	九・五%

これに対して五三年度から復活した、軍事費としての性格の強い軍人恩給については四五〇億円の予算が計上され、社会保障関係予算総額七三六億円の六一%に上る極めて大きな比重を占めている。そして軍事費については、保安庁費や防衛支出金などその軍事的性格の明瞭な項目の予算だけをみると、五二年度における保安庁費と防衛支出金との合計一八〇二億円から五三年度の一三三四億円と五六七億円もの大幅な減少を示しているものの、実際の軍事費は「防衛支出金、保安庁費、平和回復善後処理費、連合国財産補償費、公共事業費および失業対策費の一部、遺家族援護費、軍人恩給費、国警海上保安費を含め、合計二三八九億円前後であり、これに五二年度からの繰越軍事費一三七九億円を加えればじつに三七六九億円に達する。さらに地方財政中の軍事費支出額推定一五〇〇億円を加えれば、五二六八億円という巨額である」(日本資本主義講座第五卷二三一頁)といわれる程の龐大なものである。こうして計算された軍事費は社会保障関係費の実に七倍以上に達している。

社会保険の統合という問題については、労使双方それぞれの立場から主張していたが、五月九日、日経連が発表した「基本対策」のなかで社会保険の整理統合を要望、次いでこの基本対策に基づいて日経連、経団連、関経連が共同で発表した「基本経済政策にかんする意見」のなかで「勤労者の福祉政策については産業用住宅、医療施設の拡充のほか、各種社会保険の整理統合を行い、事務の簡素化と運営の効率化を図り、国民経済に堪えうる社会保険制度の確立への道を拓くこと」を主張しており、六月四日日経連が発表した基本労働対策において重ねてこれを強調した。そして九月一〇日、日経連は「社会保険統合案」を発表してこれの実現を政府に要求した。この統合案は、社会保険を統合整理することによる事務の簡素化、人員整理、経費の節減を目的に掲げているが、実際は統合することによる資本家陣営の支配力強化、労働者からする保険給付の改善要求の妨害、積立保険金の資本家による自由な利用などを目的としたものであるといわれる。(その内容は第七編参照)

日本労働年鑑 第27集 1955年版
発行 1954年11月5日
編著 法政大学大原社会問題研究所
発行所 時事通信社
2001年10月16日公開開始

